

刑事裁判の充実・迅速化について（その2）

（注）本ペーパーは、事務局において、これまでの本検討会における議論を踏まえ、今後の具体的な制度設計に向けた議論のたたき台とするために作成したものであるが、ここに記載されていない案を議論の対象とすることを否定するものではない。

第2 連日的開廷の確保等

1 連日的開廷の原則の法定

連日的開廷の原則を法律において規定するものとする。

第3 訴訟指揮の実効性確保

1 国選弁護人の選任

裁判長は、弁護人がなければできない準備手続又は弁護人がなければ開廷することのできない公判期日に、弁護人が、出頭しないとき、若しくは出頭しないおそれがあるとき、又は当該準備手続若しくは公判期日に在席しなくなったときは、職権で弁護人を附することができるものとする。

2 訴訟指揮権に基づく命令の不遵守に対する制裁等

(1) 命令の不遵守に対する制裁

ア 裁判所は、出頭命令を受けた訴訟関係人が、正当な理由がなく、公判準備又は公判期日に出頭しないときは、決定で、 円以下の過料に処し、かつ、その不出頭により生じた費用の賠償を命ずることができるものとする。

イ 裁判所は、訴訟関係人が刑事訴訟法第295条による命令（裁判長による尋問又は陳述の制限）に違反したときは、決定で、 円以下の過料に処することができるものとする。

(2) 裁判所による処置請求

ア 裁判所は、(1)による制裁を科したときは、検察官については当該検察官に対して指揮監督の権を有する者に、弁護人については当該弁護士の属する弁護士会又は日本弁護士連合会に通知し、適当の処置を採るべきことを請求しなければならないものとする。

イ アの請求を受けた者は、速やかに適当と認める処置を採り、その採った処置を裁判所に通知しなければならないものとする。

#### 第4 直接主義・口頭主義の実質化

「裁判員制度について」と題するペーパーの「4 公判手続等」の「(6) 新たな裁判員が加わる場合の措置」及び「(7) 証拠調べ手続等」に記載された諸点に関し、裁判員制度対象事件以外の事件について、異なる考慮をすべきところはあるか。

#### 第5 即決裁判手続

##### 1 即決裁判手続の申立て

- (1) 検察官は、捜査の結果、被疑者が被疑事実を認めており、かつ、事案の性質、公判において取調べを必要とする証拠の内容・量等にかんがみ、当該事件の審理につき、即決裁判手続によることが相当と思料するときは、被疑者に対し、当該手続によることについて異議がないかどうかを確かめるものとする。弁護人がいるときは、当該弁護人にも異議がないかどうかを確かめるものとする。
- (2) 被疑者又は弁護人は、当該手続によることについて異議がないときは、書面でその旨を明らかにしなければならないものとする。
- (3) 検察官は、(1)において、被疑者及び弁護人に異議がないときは、公訴の提起と同時に、書面で即決裁判手続の申立てをすることができるものとする。その場合、(2)の書面を添付しなければならないものとする。

##### 2 即決裁判手続の決定

- (1) 裁判所は、1(3)の即決裁判手続の申立てがあった場合において、国選弁護人を選任するときは、できる限り速やかにこれを行うものとする。

- (2) 検察官は、1(3)の即決裁判手続の申立てをしたときは、被告人又は弁護人に対し、取調べ請求予定証拠をできる限り速やかに開示するものとする。
- (3) 1(3)の即決裁判手続の申立て後に弁護人が選任された場合、裁判所は、弁護人に対し、できる限り速やかに即決裁判手続によることについて異議がないかどうかを確かめるものとする。弁護人は、当該手続によることについて異議がないときは、書面でその旨を明らかにしなければならないものとする。
- (4) 裁判所は、1(3)の即決裁判手続の申立てがあったときは、当事者の意見を聴き、できる限り速やかに公判期日を開くものとする。ただし、1(3)の即決裁判手続の申立て後に弁護人が選任されたときは、2(3)の書面の提出後、できる限り速やかに公判期日を開くものとする。
- (5) 裁判所は、次のいずれかの場合を除き、公判期日において、即決裁判手続によって審判する旨の決定をするものとする。
- ア 被告人又は弁護人が、公判期日に先立ち、同手続によることに異議を述べ、又は冒頭手続において、有罪である旨の陳述をしなかったとき。
- イ 申立てに係る事件が、即決裁判手続によることができないものであり、又はこれによることが相当でないものであると認めるとき。

### 3 即決裁判手続による裁判

- (1) 即決裁判手続の決定があった事件の審理は、刑事訴訟法第291条の2(簡易公判手続)の決定があった事件と同様の手続によるものとする。
- (2) 裁判所は、即決裁判手続による審理を行ったときは、原則としてその期日に結審し、即日判決を言い渡すものとする。
- (3) 裁判所は、即決裁判手続の決定があった事件が、同手続によることができないものであり、又はこれによることが相当でないものであると認めるときは、その決定を取り消さなければならないものとする。
- (4) 即決裁判手続の決定が不相当を理由に取り消された場合には、既に取り調べられた書証については、刑事訴訟法第326条の同意があるもの

とみなすものとする。

#### 4 上訴

##### A案

3の判決に対しては、認定された罪となるべき事実に誤りがあることを理由として、控訴することはできないものとする。

##### B案

上訴の制限は、もうけないものとする。